

調布市サッカー協会規約

第1条 総則

- 1 本協会は、調布市サッカー協会と称する。
- 2 本協会は、事務局を調布市に置く。
- 3 本協会は、日本サッカー協会制定の競技規則によって、サッカー競技を行い、サッカー競技全般を通じて、相互の親睦交流をはかり、健全な一般市民として社会に貢献できる人間とならんことを目的とし、この意欲を高めんとするものをもって組織する。
- 4 本協会は、第3項に基づき、これを促進・発展させる為に次の事業を行う。
 - (1) 試合・競技会の主催・主管
 - (2) サッカー技術の研究および指導
 - (3) サッカー審判技術の研究および指導
 - (4) その他、本協会の目的を達成する為に必要な事項

第2条 組織

本協会は第1条3項主旨に賛同し、調布市内に所在するサッカーチーム(団体)をもって組織する。

第3条 役員・理事会・審判部

- 1 本協会は次の役員・理事会・審判部及び各委員会を置くこととする。
 - (1) 【役員】

会 長	1 名	副 会 長	3 名	顧 問	若干名
理 事 長	1 名	副理事長	2 名		
 - (2) 【理事会】
役員他数名
 - (3) 【審判部】

部 長	1 名	副 部 長	3 名
-----	-----	-------	-----
 - (4) 【各委員会】
 - ・規律・フェアプレー委員会
 - ・リーグ運営幹事会 各チームより1名
 - ・審判委員会 審判登録名簿に記載されている審判員
 - ・市民大会運営委員会 各部より選出
 - ・体育協会委員会 各部より選出
 - ・シニアリーグ委員会 シニアリーグ加盟チームより選出
 - ・フットサル委員会 フットサルリーグ加盟チームより選出
 - ・特別委員会 その他理事会が必要と認めた委員会

- 2 会長及び副会長は加盟団体の総意に基づき総会で推薦する。
会長は、本協会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長代理を行うものとする。
- 3 理事長は理事会で推薦し、承認する。
- 4 各役員・理事・審判部は理事会で推薦し承認する。
- 5 本協会はその必要に応じ、顧問を置くものとする。尚、顧問の就任については会長が折衝を行い承諾を得るものとする。
- 6 理事会は、会長・副会長・理事長が必要と認めた場合、又は理事の半数以上が必要と認めた場合招集することができる。
- 7 理事会の議長は理事長があたる。
- 8 理事会は、役員・理事長・理事及び事務局員で構成する。
- 9 理事会は本協会の運営について討議する際の最高決定機関である。
- 10 理事会は全ての構成人員の半数をもって成立する。
- 11 総会は会長が招集し、役員・理事及び加盟チームより代表者1名をもって構成する。
- 12 総会は全ての構成人員の半数をもって成立する。
- 13 議決は多数決をもって決定する。賛否同数の場合は、会議の議長がこれを決定する。
- 14 理事会には次の事務局員を置く。
 - (1) 書記(記録)
- 15 役員・理事の任期は4月1日より1ヶ年とし、重任・再任を妨げない。

第4条 会計

- 1 本協会の経費は、加盟団体の加盟費・寄付金・雑収入及び本協会の主催する競技会の参加費で賄う。
- 2 協会加盟費・大会参加費は理事会において定める。
- 3 本協会の会計決算・予算は毎年3月末の総会において承認されなければならない。

第5条 加盟および退会手続

- 1 本協会に加盟する団体は次の各号について書面で事務局へ要請し、総会で承認される。
 - (2) チーム(団体)名称
 - (3) 設立年月日
 - (4) チーム(団体)所在地
 - (5) 代表者
 - (6) 部員名簿(住所・氏名・年齢・勤務先又は学校名)
- 2 本協会内における重複登録は認めない。
- 3 不正登録が発覚した場合は、本規約第6条の懲罰規定にしたがうものとする。
- 4 本協会を退会する団体は次の各号について書面で事務局へ申請し、理事会で承認する。
 - (1) チーム(団体)名称
 - (2) 退会理由

第6条 懲罰

- 1 本協会は、本協会に加盟するチーム（団体）ならびに個人に対し、日本サッカー協会懲罰規定の定めるところにより、懲罰を科することができる。
- 2 懲罰に関することは、規律・フェアプレー委員会の審議により決定することとする。
- 3 規律・フェアプレー委員会は会長・副会長・理事長・副理事長・審判部により構成される。
- 4 規律・フェアプレー委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第7条 附則

- 1 本協会の運営について必要な諸規則は理事会で定める。
- 2 本規約の改廃は理事会における出席の2／3以上の賛成により議決し、総会において承認を得るものとする。
- 3 本規約は平成22年4月1日から施行される。

平成11年3月14日一部改定

平成12年3月19日一部改定

平成13年3月18日一部改定

平成16年3月28日一部改定

平成17年3月27日一部改定

平成20年3月2日一部改定

平成21年3月1日一部改定

平成22年3月21日一部改定